

地方独立行政法人広島市立病院機構政府調達に関する苦情の受付及び処理の状況の公表方法について

平成31年2月1日
理事長決定

「地方独立行政法人広島市立病院機構政府調達に関する苦情の処理手続」（平成31年2月1日付け理事長決定）8の規定について、その具体的な公表方法を下記のとおり決定する。

記

1 公表時期

理事長は四半期毎に苦情の受付及び処理の状況のとりまとめを行い、直ちにその概要を公表する。ただし、理事長が必要と認める場合には、これ以外の時期にも公表することができる。

2 公表事項

- (1) 政府調達苦情検討委員会へ申立てが行われた苦情は、本決定に従い、公表する。
- (2) 公表する内容については、次の各号に該当する項目とする。
 - ① 苦情番号
 - ② 苦情申立日
 - ③ 苦情申立人（匿名も可）
 - ④ 苦情に係る調達機関名及び調達物品名・サービス名
 - ⑤ 苦情の概要
 - ⑥ 苦情処理状況の概要
 - ⑦ その他必要な事項